

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22073	用語の定義	耐火性能	建築基準法においては、火災の種類として、「通常の火災」、「屋内において発生する通常の火災」、「建築物の周囲において発生する火災」等を想定した規定が設けられている。  <i>通常の火災 中の火 外火</i> <i>ちろん、区別がない。</i>	「令107条」に「耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)が規定されており、「①条件」、「②条件」については「通常の火災」を、「③条件」については「屋内において発生する通常の火災」を想定した規定が設けられている(「準耐火性能」(令107条の2)も同じ)。また、「令108条」に「防火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)が規定されており、いずれも「建築物の周囲において発生する火災」を想定した規定が設けられている。問題文は正しい。  <i>外火も中火も。</i> <i>外火。</i>	○
21063	用語の定義	耐火性能	火災により建築物が倒壊するという被害を抑止するために、建築基準法において、建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能を求めている。  <i>耐火性能</i> <i>①非損傷性</i>	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「①非損傷性」についての記述であるため、「令107条第一号」をチェックすると、「建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能」であることがわかる。(この問題は、コード「19021」の類似問題です。)  <i>法2条7号... 倒壊及び延焼を防止...</i> <i>7号a2... 延焼の抑制...</i>	○
03063	用語の定義	耐火性能	耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。  <i>①どんな火災? → 通常の火災</i> <i>②どの条件? → 耐火構造の柱 (主要構造部)</i> <i>③どんな性能? → 非損傷性</i>	問題文は「①非損傷性」の記述であり、「耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと」とわかる。  <i>①どんな火災? → 通常の火災</i> <i>②どの条件? → 耐火構造の柱 (主要構造部)</i> <i>③どんな性能? → 非損傷性</i>	○
23061	用語の定義	耐火性能	地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであり、かつ当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。ただし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。  <i>あれ? 「三号」の非遮炎性? 耐火性能は、①非損傷性、②遮熱性、③遮炎性</i>	問題文は「非損傷性」と「遮熱性」についての記述であるため、「一号」の「非損傷性」をチェックすると、そこにある表より「地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと」とわかる。また「二号」の「遮熱性」をチェックすると、「耐火構造の耐力壁には、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと」とわかる。  <i>あれ? 「三号」の非遮炎性? 耐火性能は、①非損傷性、②遮熱性、③遮炎性</i> <i>→ 出題者は、間が悪い。</i>	○
20025	用語の定義	準耐火性能	屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐火構造及び準耐火構造の耐力壁である外壁は、いずれも同じ時間、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが求められる。  <i>①どんな火災?</i> <i>②どの条件?</i> <i>③どんな性能?</i>	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「③遮炎性」についての記述であるため、「令107条三号」「令107条の2三号」をそれぞれチェックすると、耐力壁である外壁において、「耐火性能では1時間」「準耐火性能では45分」の「遮炎性」が要求されるとわかる。問題文には「いずれも同じ時間」とあるため、誤り。  <i>※「いずれも同じ時間」=NG, 「それぞれ時間」=OK.</i>	×
19024	用語の定義	準耐火性能	「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること」は、屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである。  <i>①どんな火災?</i> <i>②どの条件?</i> <i>③どんな性能?</i>	「令107条の2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「遮炎性」についての記述であるため、「三号」をチェックすると、そのカッコ書きより、「屋根の準耐火性能としては、屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが必要。」とわかる。問題文は誤り。  <i>試験中、読解しにくい!(令107条の2)</i>	×
25064	用語の定義	耐火性能、準耐火性能	耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。  <i>書いてほしい、性能試験は行う。採点はNG</i>	「法2条第七号」より、「耐火構造の耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要な性能(加熱終了後も倒壊を防止)」とわかる。一方、「法2条第七号の二」より、「準耐火構造の準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要なとされる性能」とわかる。問題文の「準耐火構造」については「加熱終了後」当該性能は求められていない。よって誤り。  <i>※問題文と本文一致を確認済み試験はいい! 採点はNG</i>	×
03094	用語の定義	準耐火構造	主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角を、1/150以内となるようにした。  <i>構造の字が正しい。ホントが割れて、火災がきこると本来の性能が発揮できない。</i>	「令109条の2の2」に「主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角」について載っており、「法第2条第九号の三イに該当する建築物(通称:イ準耐)の地上部分の層間変形角は、1/150以内でなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「20024」の類似問題です。)  <i>構造の字が正しい。ホントが割れて、火災がきこると本来の性能が発揮できない。</i>	○

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
04061	用語の定義	防火性能	非耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間屋内面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」、「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、「外壁の防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。 <u>外火</u> , <u>外壁と軒裏</u> , <u>非損傷性と遮熱性</u>	○ ③ 遮炎性なし。 構成の理解時
23064	用語の定義	防火性能	耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」、「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文には、「建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災」とあるが、防火性能は、「屋内の火災」を対象としていない。 数字に強くフォーカスしてこその。そこは理科1つがみれば重労働。	× 火熱が 閉じこめるとこ
25073	用語の定義	防火性能	防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積2,000㎡、地上2階建ての小学校について、主要構造部を防火構造とし、1,000㎡ごとに防火壁によって区画した。ただし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。	「別表1」より「中学校」は、(い)欄(三)項に該当する特殊建築物であり、(は)欄をチェックすると、「2,000㎡以上」の条件(法27条1項第2号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より、所定の準耐火構造や耐火構造等に適合となるため、問題文の「主要構造部を防火構造」とするのは誤り。また、「法2条第八号」より、「防火構造とは、建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、所定の性能を有するもの。」とあり、そもそも、外壁以外の主要構造部(柱、梁等)を「防火構造」とすることはできない。よって誤り。(この問題は、コード「21014」の類似問題です。) 対象外。	× よく見かけた 準耐火 防火構造 ポイント???
25063	用語の定義	防火性能	防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「令108条第一号」より、「耐力壁である外壁(防火性能)には、建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。」とわかる。また、「法23条」、「令109条の9」より、耐力壁である外壁(準防火性能)にも同様に、加熱開始後20分間、所定の性能が要求される。よって問題文は正しい。(この問題は、コード「23064」の類似問題です。) 「30分は10分より定めらるわ」OK, 「10分は同じ」NG	○ →コレX に予り理科か とこ3は、 たこさんあり 対処の仕方
01011	用語の定義	準防火性能	建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。	「法23条」に「外壁」について載っており、その条文中「カッコ書」より「準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。」とわかる。(この問題は、コード「27013」の類似問題です。) 22分区域の外壁しかあり。(意外と押さえて)	○
17014	用語の定義	準防火性能	「準防火性能」とは、建築物の内部において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために建築物の壁又は天井に必要とされる性能をいう。	「法23条」に「外壁」について載っており、その条文中「カッコ書」より「準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は誤り。	×
23063	用語の定義	防火設備	耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要とされる遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなければならない。	「耐火・準耐火建築物において、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備」に関しては「法2条第九号の二〇」に規定されており、その「遮炎性能」については、「令109条の2」に載っている。それらを訳すと「耐火・準耐火建築物として、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない遮炎性能が要求される。」とわかる。 問題文を読めばから 頭の中のイメージと照らし合わせる。 外火 内火	○
30013	用語の定義	防火設備	「遮炎性能」とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。	「法2条第九号の二〇」令109条の2より、「遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないよう防火設備(開口部)に必要とされる性能」とわかる。問題文は「外壁に必要とされる性能」とあるため誤り。 とは限らない。防火区域なら内→内	× 両面20分。 内

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01091	用語の定義	準不燃材料	建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。	「令1条第五号」、「令108条の2」より、「準不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後10分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない性能が要求される。」とわかる。問題文には「避難上有害な煙又はガスを発生しないもの」とあるが、この性能は、外部の仕上げに用いる場合は要求されないため誤り。(この問題は、コード「24093」の類似問題です。)	×
03064	用語の定義	不燃材料	不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、熔融、亀裂その他の損傷を生じないものであること」である。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。(この問題は、コード「16053」「19023」「23062」「28082」の類似問題です。)	○
20073	用語の定義	不燃材料	不燃性能は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後所定の時間、燃焼しないことや防火上有害な変形等を生じないことだけでなく、建築物の外部の仕上げに用いるものを除き、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、①燃焼しないものであること、②防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること、③避難上有害な煙又はガスを発生しないこと、が求められる。ただし、建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては①、②に限られる。問題文には「建築物の外部の仕上げに用いるものを除き」とあるため、③についても求められる。問題文は正しい。	○
25062	用語の定義	不燃材料、準不燃材料	建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められる。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。また、「令1条第五号」、「令108条の2」より、準不燃材料にも同様に、加熱開始後10分間、所定の不燃性能が要求される。よって問題文は正しい。	○
20072	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」について載っており、「耐火建築物」=「主要構造部を耐火構造(または、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。	○
22014	用語の定義	耐火建築物	構造耐力上主要な部分を耐火構造とした建築物は、「耐火建築物」である。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」について載っており、「耐火建築物」=「主要構造部を耐火構造(または、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。「主要構造部を耐火構造」としただけでは耐火建築物とみなされないため誤り。	×
02013	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」について載っており、「耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。」とわかる。問題文は「建築物の周囲において発生する通常の火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「18015」「27011」の類似問題です。)	×
28084	用語の定義	準耐火建築物	準耐火建築物は、耐火建築物以外の建築物で、「主要構造部を準耐火構造としたもの」又は「主要構造部を準耐火構造としたものと同程度の準耐火性能を有するものとして所定の技術的基準に適合するもの」に該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に耐火建築物に求められるものと同じ防火設備を有する建築物をいう。	「法2条第九号の三」に「準耐火建築物」について載っており、「準耐火建築物」=「主要構造部を準耐火構造(または、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。問題文は正しい。(この問題は、コード「20023」の類似問題です。)	○
29091	用語の定義	準耐火建築物	主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。	「法2条第九号の三口」、「令109条の3第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、主要構造部を準耐火構造(イ準耐)としなくても、主要構造部である柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するもの(不燃口準耐)とすることができる。」とわかる。	○

点取り問題  
どで見ろ?

-1号、2号と  
3号(外部は不要)

準不燃  
燃焼(不)  
-1号、2号  
3号(外不要)

屋内  
3号必要

「燃焼しないもの」OK. 火災が終了するまで耐えるものとして

耐火構造と断定していい

構造耐力は関係ない!

防火設備は  
どこの防火

イ準耐 45分  
ロ準耐 不燃、外壁耐火

イ準耐にすればOK.

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

本文と暗記

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29063	耐火性能検査法・防火区画検査法	耐火性能検査法	耐火性能検査法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等確かめる方法である。	「令108条の3第一号」より、「耐火性能検査法は、「屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」、「周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」等確かめる方法」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「25091」の類似問題です。)	○
23103	耐火性能検査法・防火区画検査法	主要構造部	主要構造部の性能について耐火性能検査法により確かめられた場合であっても、延べ面積2,000㎡、地上4階建ての映画館の4階の主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。	「別表1」より「映画館」は、(い)欄(一)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より所定の準耐火構造や耐火構造等に適合しなければならない。問題文は「耐火性能検査法により確かめられた場合」とあるため、柱(主要構造部)を耐火構造としなくとも、主要構造部の基準に適合しているものとみなされる。(この問題は、コード「15071」の類似問題です。)	×
23104	耐火性能検査法・防火区画検査法	防火区画検査法	主要構造部の性能について耐火性能検査法により確かめられたものであり、かつ、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検査法により所定の性能を有することが確かめられたものである建築物に対する防火区画等関係規定の適用については、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。	「令108条の3第4項」より、「主要構造部が、①「令108条の3第1項第一号(耐火性能検査法)」により確かめられた建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検査法により(開口部設備の火災時における遮炎に関する性能を有することが)確かめられたものであるものに限る。)、②「令108条の3第1項第二号(大臣の認定)」を受けた建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、大臣認定を受けたものであるものに限る。))は、「防火区画等関係規定」の適用については、当該建築物の部分で、主要構造部であるものの構造を耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなすことができる。」とわかる。ゆえに、問題文の場合は、①に該当するため、正しい。(この問題は、コード「16055」の類似問題です。)	○
03061	耐火性能検査法・防火区画検査法	防火区画検査法	防火区画検査法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。	「令108条の3第5項」より、「防火区画検査法とは、開口部に設けられる防火設備(開口部設備という。)の屋内において発生が予測される火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。」とわかる。問題文には「屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「25092」「29064」の類似問題です。)	×
22101	別表1	特殊建築物	特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関して、各階に就寝する機能を有するホテルと病院は、同一の要件が適用される。	「別表1」より「ホテル」と「病院」は、共に(い)欄(二)項用途であり、「法27条1項に規定する耐火建築物等としなければならない特殊建築物」とわかる。よって、問題文の「ホテル」と「病院」は、同一の要件が適用される。	○
02271	別表1	旅館	延べ面積150㎡、高さ15m、地上3階建ての「一戸建ての住宅(耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物)」を「旅館」に用途変更しようとする場合、有効かつ速やかに火災の発生を感知して報知できるものとする技術的基準に従って警報設備を設置すれば、主要構造部を耐火構造とする必要はない。	「別表1」より「旅館」は、(い)欄(二)項用途とわかる。「法27条」に「耐火建築物等としなければならない特殊建築物」について載っており、その「第一号」より、(い)欄(二)項用途の建物の場合、階数が3で延べ面積が200㎡未満のものうち、政令(令110条の4)で定める用途で、政令(令110条の5)で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものは適用除外となる。」とわかる。問題文の建築物は、「令110条の4」「令110条の5」いずれにも該当するため、主要構造部を耐火構造とする必要はない。	○
22103	別表1	木三共・木三学	特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関して、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅で、防火地域以外の区域内にあるものにあつては、所定の準耐火建築物とすることができる。	「別表1」より「共同住宅」は、(い)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第三号」より、防火地域以外の地上3階建ての共同住宅の主要構造部は、耐火構造等でなくとも、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(これを通称「木三共(木造三階建て共同住宅の略)」と呼ぶ)。また「外壁の開口部」については、「令110条の2第一号」より、延焼の恐れのある部分に、所定の遮炎性能を有する防火設備(令110条の3)とすることで、準耐火建築物とすることができる。	○
25181	別表1	自動車修理工場	延べ面積200㎡、平屋建ての自動車修理工場を準防火地域内に新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。	「別表1」より「自動車修理工場」は(い)欄(六)項特建であり、「法27条2項第一号」より、(ろ)欄条件には該当せず、(は)欄条件はない。ゆえに耐火義務は生じないとわかる。次に「法27条3項第一号」より、(一)欄条件をチェックすると「床面積150㎡以上」に該当するため、問題文の「自動車修理工場」は、耐火建築物又は所定の準耐火建築物としなければならない。	×

国交省資料 P.7 参照 (複製も見てね！)

みだし耐火

知識 防火区画 出題の仕方を同じで学ぶ (全ての科目)

法27条 法77

適用除外 (解釈法改正)

5階以上の防火区画、この手の暗記は、必ずやるレベル。

倉庫と自動車庫は別棟と暗記!

(出題者は何と聞いているのか。(対話) 別表に無いので、本文の構成理解。(頭の中の法倉庫)

この項目が、法見解科目の中で、特に求められる。